

福祉用具貸与 重要事項説明書（川越営業所）

1. 事業所の概要

事業所名	株式会社イノベーションオブメディカルサービス 川越営業所		
所在地	埼玉県川越市山田1641-5		
提供可能サービス及び介護保険事業所番号	指定福祉用具貸与 介護予防福祉用具貸与	1170404618	
管理者及び連絡先	サービス種類	氏名	連絡先
	指定福祉用具貸与 介護予防福祉用具貸与	望月 祐哉	049-228-2511
サービス提供地域	埼玉県全域		

2. 法人の概要

名称・法人種別	株式会社イノベーションオブメディカルサービス
代表者名	伊藤 一
本社所在地	神奈川県伊勢原市石田222番地4号
業務の概要	医薬品卸売一般販売業、薬局の経営、治験支援事業、住宅改修事業、医療用具販売及び賃貸業、医療ガス販売業、一般事務備品販売及び賃貸業、日用雑貨販売業、病・医院の経営コンサルティング業務、医療事務および経理の受託業務、指定訪問介護事業、指定福祉用具貸与事業、医療機関向けコンピュータシステムの開発・構築・運用管理・導入支援

3. 事業所の職員体制等

職種	従事するサービス種類、業務		人員
管理者	指定福祉用具貸与 介護予防福祉用具貸与	従業者の管理及び事務の管理を一元的に行うとともに、法令を遵守させる為の必要な指揮命令を行う	1名（常勤兼務）
福祉用具専門相談員		選定の援助、用具の機能・使用方法・利用料等に関する情報提供、用具の納品・点検・調整・修理、貸与計画の作成等	名

4. 営業時間

サービス種類	平日	土曜日	休祭日
指定福祉用具貸与 介護予防福祉用具貸与	8：30～17：00	8：30～17：00	

（注）年末年始の休業は12月30日から1月3日

5. 当社のサービスの方針

要介護者及び要支援者等の心身の特性を踏まえて、要介護者及び要支援者等が最も効果的にその有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるようサービスの提供に努める。

6. サービス内容

- 取扱種目は、厚生労働大臣が定める次の種目とする。
- (1)車いす 車いす付属品 特殊寝台 特殊寝台付属品 床ずれ防止用具 体位変換器 手すり スロープ 歩行器 歩行補助杖 認知症老人徘徊感知機器 移動用リフト（つり具を除く） 自動排泄処理装置（付属品を除く）
 - (2)利用料の額は、カタログ等に記載。利用者負担は、1割、2割または3割（法定代理受領サービスの場合）。自己負担金は、原則御客様指定の口座より自動引落としとする。
 - (3)福祉用具等の搬入に特別な措置が必要な場合は予め利用者に説明し、その同意を得た上で当該措置に要する費用の実費を徴収する。また、通常のサービスの実施地域を越えた場合でも交通費は利用料金に含まれる。
 - (4)利用者の都合でサービスを中止にする場合は、サービス利用の3日前までにご連絡ください。前々日以降のキャンセルは、キャンセル料を申し受ける場合があるものとする。ただし、利用者の容態の急変など、緊急やむを得ない事情がある場合は、キャンセル料は不要とする。

7. 事故時の対応

事業の提供により事故が発生した場合は、利用者の家族、利用者に係る居宅介護支援事業者（介護予防にあっては地域包括支援センター）、利用者の所在する市町村等に連絡するとともに、経過を記録し、再発防止に努め、賠償すべき事故が発生した場合は速やかに賠償措置を講じるものとする。

8. その他運営についての留意事項

- (1)事業所は、福祉用具専門相談員の資質向上を図るための研修の機会を次のとおり設けるものとし、また、業務体制を整備する。（採用時研修 採用後3カ月以内、継続研修 年2回以上）
- (2)従業者は業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持する。なお、従業者であった者に、業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持させるため、従業者でなくなった後においてもこれらの秘密を保持すべき旨を、従業者との雇用契約の内容に含むものとする。
- (3)虐待防止に関する責任者を事業所管理者と定め、虐待の防止のための指針を整備するとともに、虐待の防止のための対策を行う検討委員会、従業者に対する虐待防止を啓発・普及するための研修を定期的に開催する。また、虐待に関する利用者及びその家族から虐待等に関する相談に対応するとともに、虐待等が明らかになった場合は速やかに市町村の窓口に通報する。

9. 相談窓口、苦情対応

○事業者における、サービスに関する相談や苦情についての窓口

弊社お客様相談コーナー	電話番号	049-228-2511	Fax番号	049-228-2522
	対応時間	8：30～17：00	管理者	望月 祐哉

○公的機関における、サービスに関する相談や苦情についての窓口

埼玉県国民健康保険団体連合会	電話番号	048-824-2568
国民健康保険団体連合会	電話番号	

○介護保険に関する市(区)町村の相談窓口一覧

2017年6月1日 現在

市(区)町村担当課(係)	電話番号	市(区)町村担当課(係)	電話番号
川越市介護保険課	049-224-6405	桶川市高齢介護課	048-786-3211
鶴ヶ島市介護保険課	049-271-1111	上尾市高齢介護課	048-775-6473
坂戸市高齢者福祉課	049-283-1331	さいたま市保健福祉局	048-829-1264
川島町健康福祉課	049-299-1756	西区高齢介護課	048-620-2668
ふじみ野市高齢福祉課	049-262-9037	北区高齢介護課	048-669-6068
富士見市高齢者福祉課	049-252-7107	大宮区高齢介護課	048-646-3068
狭山市長寿安心課	04-2953-1111	中央区高齢介護課	048-840-6068
入間市介護保険課	04-2964-1111	桜区高齢介護課	048-856-6178
飯能市役所介護保険課	042-973-2118		
東松山市高齢介護課	0493-21-1460		
嵐山町役場長寿生きがい課	0493-62-0718		

事業者は以上の条項を利用者に説明し、利用者または代理人及びその家族はこれを理解し同意するものとする。以上の重要事項説明を証するため重要事項説明書1通を作成し、利用者及び事業者は記名捺印の上、利用者へ重要事項説明書の複写を交付し事業者は原本を保有する。

年 月 日